

白馬村電気自動車等充電設備設置補助金交付要綱

〔平成25年4月26日〕
白馬村告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村における観光客の電気自動車等での来訪の促進及び自動車から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、電気自動車等の充電設備を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則(昭和43年白馬村規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリット車をいう。
- (2) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備で、200ボルトの電源に接続した普通充電設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に住居し住民基本台帳に登録されている個人
- (2) 事業所、営業所等を所有又は貸借し、村内で事業を営んでいる法人又は個人

(補助金交付の条件)

第4条 次の各号に掲げる要件は、補助金交付の条件とする。

- (1) 充電設備を設置しようとする施設の所有者(以下「施設所有者」という。)と異なる者が申請する場合は、施設所有者の承諾が得られていること。
- (2) 申請した日の属する年度の3月20日までに事業(支払い手続きを含む。)が完了すること。
- (3) 補助対象者(同一世帯員を含む。)及び施設所有者に村税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、設置する充電設備(付帯設備を含む。)の購入費及び設置工事費の合計額(1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額。)とする。ただし、補助金の上限額は4万円とする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、充電設備を設置する施設1棟(同一の敷地内に複数の施設を有する場合は1棟とみなす。)あたり1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、白馬村電気自動車等充電設備設置補助金交付申

請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出する。

- (1) 充電設備の仕様書
- (2) 費用の内訳が記載された見積書の写し
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 設置予定箇所の写真（カラー）
- (5) その他村長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知する。

（変更申請等）

第8条 申請者は、前条による交付決定通知を受けた後、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止するときは、白馬村電気自動車等充電設備設置事業変更等承認申請書（様式第2号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、白馬村電気自動車等充電設備設置事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出する。

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真（カラー）
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) その他村長が必要と認めるも書類

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査し、適正であることを確認したうえで補助金の額を確定し、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 補助金の請求は、白馬村電気自動車等充電設備設置補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の返還）

第12条 村長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

白馬村電気自動車等充電設備設置補助金交付申請書

年 月 日

白馬村長 あて

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年度において、白馬村電気自動車等充電設備設置補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 充電設備の概要

設 置 場 所	白馬村大字 城 番地 (施設名：)	
普通充電設備の種類	普通充電器 (スタンド式・コンセント式)	
設 置 工 事 費	円	
補 助 金 申 請 額	円 (千円未満切捨て/上限4万円)	
工事期間 (予定)	開始日	年 月 日
	完了日	年 月 日

2 申請者の同意事項

補助金の交付決定審査のため、住民基本台帳、固定資産税課税台帳及び村税・上下水道料等の収納状況を確認することについて同意します。

申 請 者： _____ ⑩

3 施設所有者の同意（申請者と同一の場合記入不要）

施 設 所 有 者	住 所 氏 名 電話番号 ⑩
	※私が所有する施設に対し、申請者が電気自動車用普通充電器を設置すること及び補助金を申請、受領することについて同意します。 合わせて、住民基本台帳、固定資産税課税台帳及び村税・上下水道料等の収納状況を確認することについて同意します。

3 添付書類

- (1) 充電設備の仕様書（形状、規格等が分かるもの）
- (2) 費用の内訳が記載された見積書の写し
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 設置予定箇所の写真（カラー）
- (5) その他村長が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

白馬村電気自動車等充電設備設置事業変更等承認申請書

年 月 日

白馬村長様 あて

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付白馬村指令 第 号で補助金の交付決定のあった白馬村電気自動車等充電設備設置事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更等の内容	変更・中止（いずれかに○）	
	変更の場合	
	【変更前】	【変更後】
【変更・中止の理由】		

※ 変更の内容が確認できる書類を添付してください。

様式第3号（第9条関係）

白馬村電気自動車等充電設備設置事業実績報告書

年 月 日

白馬村長 あて

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付白馬村指令 第 号で補助金の交付決定のあった
白馬村電気自動車等充電設備設置事業を、下記のとおり実施しましたので、関係書類を
添えて報告します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

充電設備の概要

設置場所	白馬村大字 城 番地
普通充電設備の種類	普通充電器（スタンド式・コンセント式）
設置工事費	円
設置工事完了日	平成 年 月 日

添付書類

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真（カラー）
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) その他村長が必要と認めるも書類

様式第4号（第11条関係）

白馬村電気自動車等充電設備設置補助金交付請求書

年 月 日

白馬村長 あて

住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付白馬村達 第 号で確定のあった白馬村電気自動車等
充電設備設置補助金を、下記のとおり交付してください。

記

金 _____ 円

振 込 先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所
口座の種類	普通預金	当 座
口 座 番 号		
(フリガナ)		
口座の名義		